

適正化事業実施機関 巡回指導 確認項目 自己チェックシート

◎この「自己チェックシート」は、日常行われている運送業務が適正に行われているかを事業者様自身で、定期的にチェックしていただく目的で作成いたしました。

◎研修用資料「トラック運送事業を適正に行うには」と併用し自社のコンプライアンス経営にお役にだて下さい。

東京都貨物運送適正化事業実施機関
(一社)東京都トラック協会適正化事業部

適正化事業巡回指導項目・自己チェック表

	項目	調査内容	注意事項	自己判定	
				適	否
事業計画等	(1) 主たる事務所及び営業所の名称・位置 【G認定要件】	主たる事務所、営業所の位置が事業者台帳、許認可届出書の記載と相違ないか。	同一敷地内での移動や同一の建物内の階の変更においても、届出又は認可申請が必要になるので注意する。		
	(2) 配置車両数 【G認定要件】	実際に使用している車両数、種別毎の数が事業者台帳、変更届出書の記載と相違ないか。	車両重量等で種別を判断しているケースが多いので注意する。車検証に記載されている「自動車の種別」を確認する。		
	(3) 車庫 【G認定要件】	①車庫の位置及び収容能力が事業者台帳、認可申請書類の記載と相違ないか。	車庫を廃止して、認可申請が終了していない場合は、この項目で「否」の判定となる。 また、プレハブや自動販売機等を設置しても収容能力変更の認可申請が必要となる。		
		②無認可の車庫使用、荷主先への常駐、自宅への車両の持ち帰りはないか。			
	(4) 乗務員の休憩・睡眠施設 【G認定要件】	休憩・睡眠施設の位置、収容能力が許可申請書若しくは、事業計画変更許認可申請書の記載と相違ないか。	ロッカー等の固定物等を置いてしまった場合は収容能力に変更が出てしまい、認可申請が必要になるので注意する。		
	(5) 休憩睡眠施設の保守、管理は適正か。	乗務員がいつでも使えるように保守管理をしているか。	ソファ等が清潔状態を維持する。		
	(6) 届出事項（本社に限る） 【G認定要件】	会社名・営業所名が許認可届出書の記載と相違がないか、代表者・役員に変更があった場合に届出をしているか。	会社の登記簿謄本と届出書の控えと相違がないか。		
	(7) 白トラ	白トラ利用の営業類似行為はないか。	利用運送（庸車）として白トラの運送事業者を使っていないか。		
	(8) 名義貸し・貸渡し	車両及び名義を他人に利用させていないか。	運転者を請負い等の形で雇用している場合も、名義貸しの疑いありとみなされる場合があるので注意する。		
帳票類の整備、報告等	(1) 事故記録	事故の記録簿が備え付けられているか、必要事項が記載されているか、3年間保存しているか。	・記載内容のうち、特に事故の原因と再発防止策の記載がない場合が多い。 ・自動車事故報告書の書式を事故の記録として活用できる。		

	項目	調査内容	注意事項	自己判定	
				適	否
帳票類の整備、報告等	(2)自動車事故報告書 【G認定要件】	自動車事故報告規則第2条規定する事故が発生した場合において、事故報告書が30日以内に提出しているか。（速報は24時間以内）	・報告対象事故か否か判断に迷ったときには、東京運輸支局（整備部門 保安担当）に確認する。（事故速報は24時間以内に提出する。）		
	(3)運転者台帳	①事業用トラックを運転する運転者（他業務と兼任の運転者も含む）分を備え付けているか。必要項目は記載しているか。	・記載項目は研修資料等参照(P38) ・載漏れが多い項目は、選任の年月日、特別指導、適性診断受診の記載、写真の添付。		
		②退職者、職務変更者等について3年間保存しているか。	運転手でなくなった年月日、及び理由を記載する。		
	(4)車両台帳	全車両分の台帳または、最新の車検証と自賠責保険証の写しは供えているか。			
	(5)事業報告書及び事業実績報告書（本社に限る） 【G認定要件】	直近の事業報告書と事業実績報告書は提出されているか。	報告書の控えを準備する。		
運行管理等	(1)運行管理規程	運行管理規程を備えているか。	最新の法令改正が反映されていること、統括運行管理者や補助者を選任している場合は、職務及び権限が定められていることが必要。		
	(2)運行管理者の選任 【G認定要件】	車両数に応じた員数の運行管理者を選任し届出しているか。	解任、変更の届出忘れに注意する。		
	(3)運行管理者の研修	運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	選任されている管理者すべてが対象となる。		
		新たに選任された運行管理者に基礎講習を受けさせているか。※過去に基礎講習を受けた者を除く。	同じ会社で過去に運行管理者として選任されていたものは除く。		
	(4)運転者の確保	運行状態等を勘案し、車両数に見合った運転者を確保しているか。	派遣やアルバイトの場合は雇用・就労の形態に応じた契約を書面で交わし保有すること。また、日雇い、2か月以内の臨時、14日以下の試用期間の者は運転者として選任できない。		
	(5)過労防止	①1箇月の拘束時間（原則293時間、協定による最大延長320時間）が超過していない	「1箇月についての拘束時間の延長に係る協定書」の届出がないと293時間までとなる。		
		②1日の最大拘束時間（16時間）は超えていないか。			
		③15時間を超える拘束時間が1週間のうち2回以内で行われているか。			
④8時間以上の休息が正しくとられているか。		分割休息の場合は1回4時間以上で10時間以上。分割休息の前後には点呼が必要。			

	項目	調査内容	注意事項	自己判定	
				適	否
運行管理等	(5) 過労防止	⑤ 1日の運転時間は9時間以内（2日平均）は守れているか			
		⑥ 連続運転時間（4時間超）の違反はないか。			
	(6) 過積載	運行管理者が積載重量等を管理できているか、過積載運行はないか。			
		① 点呼は必ず対面で実施し、その記録を1年間保存しているか。	運行上やむを得ない（宿泊を伴う運行）場合においては、電話点呼の実施となる。		
	(7) 点呼	② 点呼は当該事業所の運行管理者若しくは補助者が執行しているか。	補助者が点呼を執行している場合においても、3分の1以上は運行管理者の点呼が必要。		
		③ アルコール検知器を使用しているか、また常時有効に保持されているか。	検知器点検の表の作成保存義務はないが、決められた頻度で点検の義務はあるので注意する。		
		④ 点呼の執行のタイミングに問題はないか、日報との齟齬はないか。	乗務前点呼→出庫→帰庫→乗務終了点呼の順となる		
		⑤ 補助者の選任要件に問題はないか。	補助者の選任要件は、有資格者・基礎講習終了者で、運行管理規程その他組織図で、業務の範囲等を明確にする必要がある。		
		⑥ 点呼記録簿に項目の不足はないか。	数値記入の項目があっても、「検知器使用の有無」「酒気帯びの有無」については別項目とする。また、疾病・疲労の項目とも分けてそれぞれ別項目にする必要がある。※項目については、研修資料を参照（P32）		
		⑦ IT点呼・受委託点呼を実施している場合は、届出、許可申請をしているか。	運輸支局へ提出した届出、申請書の控えを営業所にて必ず保存		
		(8) 乗務等の記録（運転日報）	① 運転者ごとに作成され、1年間保存されているか。	乗務記録は、運転者毎に1年間保存する。	
	② 記載項目は問題ないか。		項目については、研修資料を参照（P56）		
	(9) 運行記録計	① 装着義務車両に、確実に装備されているか。	現行は、車両総重量8t以上最大積載量5t以上。車両総重量7t以上最大積載量4t以上の車両については、平成27年4月以降の新車及び平成29年4月以降すべて対象となる。		
		② 運行記録計の記録に必要な項目が記載され、1年間保存されているか。	必要項目は研修資料等参照（P56）。日報の記載項目を付記すれば日報の代わりにできる。		

	項目	調査内容	注意事項	自己判定	
				適	否
運行管理等	(9) 運行記録計	③運行記録計の記録には、管理者の印、指導記録があるか。	管理者が確認した際には、捺印若しくはサインを必ず残す。指導記録については、日報若しくは記録計の記録に記載する。		
	(10) 運行指示書	①該当する運行がある場合は、指示書を作成し、控えと共に、1年間保存しているか。	乗務開始・終了のどちらの点呼も対面できない運行（2泊3日以上）があった場合。		
		②運転者に運行指示書を携帯させ、変更があった時には電話等で適切に指示し、その内容を記載させているか。	急遽、指示書の必要な運行に変更した場合には、営業所で指示書を作成し、その内容を指示し、日報等にその内容を記載させる。		
	(11) 指導監督	①指導監督指針の12項目を1年間に1回以上、運転者全員に実施しているか。	欠席した運転者に対するフォローアップを忘れない。		
		②教育計画を立てて、その通りに実施しているか。	実施すべき12項目、計画の立て方は、研修資料参照（P41～P44）		
		③教育実施記録簿は、資料の写しを添付して、3年間保存されているか。	教育記録簿に記載すべき内容は、研修資料参照（P40）		
	(12) 特別指導	①新たに雇い入れた運転者について運転記録証明書または、無事故・無違反証明書により、過去3年以上の事故歴を把握しているか。	事故歴を把握し、重大事故等を起こしている、事故惹起の特別指導を受けていない者は特別指導を行う。		
		②新たに雇った運転者若しくは新たに選任した運転者で、過去3年以内に事業用トラックを運転した経験がない場合、初任運転者特別指導を実施し、記録を保存しているか。 ※事故惹起運転者、初任運転者は、教育項目及び時間が決められているので注意する。	<ul style="list-style-type: none"> ・①で事故惹起の特別指導や、高齢者特別指導を実施した場合においても、過去3年間に事業用トラックを運転した経験がない場合は、初任運転者特別指導を実施する必要がある。 ・新基準、座学：12項目を15時間以上（実車を活用した指導を含める）同乗による指導：20時間以上 ・東ト協の「初任運転者講習会」に参加の場合は終了証の写しと残り時間分の指導記録を保存し、運転者台帳に転記する。 		
		③65歳以上の運転者に対し、高齢者特別指導を実施し記録を保存しているか。	教育項目の定めはなく、適齢診断の結果に基づき行う。（診断の受診がないと実施は不可能）		
		④重大事故を引き起こした運転者に対して、特別指導を実施し、記録を保存しているか。	対象運転者については研修資料等参照（P46）		
		⑤指導の結果を運転者台帳に転記しているか。	特別指導は、台帳転記の義務がある。		

	項目	調査内容	注意事項	自己判定	
				適	否
	(13) 特定の適性診断	① (12) ①で確認した新たに雇い入れた運転者に、対象の適性診断を受診させ、記録を保存しているか。	初任診断対象者の運転者で、特定診断（事故惹起）・適齢診断を受けさせた場合、初任診断を受けたものとみなしてよい。		
運行管理等	(13) 特定の適性診断	②新たに選任した運転者または、新たに選任した運転者で対象の事故のなかった運転者に対し、初任診断を受診させているか。	ベテランの運転者であっても、 <u>過去3年間に初任診断を受診していない場合</u> には、初任診断を受診させる。		
		③65歳以上の運転者に適齢診断を受診させ、記録を保存しているか。また、その後3年ごとに受診させているか。	65歳に達した日から1年以内、その後3年以内ごとに受診させる。		
		④対象の事故を引き起こした運転者に該当する特定診断を受けさせて、記録を保存しているか。			
		⑤受診の結果等を運転者台帳に転記しているか。			
車両管理等	(1) 整備管理規程	整備管理規程を備えているか。	最新の法令改正が反映されていること、補助者を選任している場合は、職務の範囲等定められていることが必要です。		
	(2) 整備管理者の選任 【G認定要件】	整備管理者を選任し届出しているか。	退職者等の変更届出忘れに注意。		
車両管理等	(3) 整備管理者の研修	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	選任されている管理者の手帳を用意する。		
	(4) 日常点検	①日常点検基準に基づく日常点検表を使用し、適正に点検を行っているか。	大型車の点検表に「ディスクホイールの取付状況」の項目があるか。		
		②点検表に運行可否の決定の印（捺印・サイン）があるか。	整備管理者または、補助者が必ず運行可否決定の印を残す。		
		③トレーラを使用の場合は、トレーラの点検も実施し、記録しているか。			
	(5) 定期点検	①定期点検基準に基づく点検表を使用し、適正に点検を実施し記録を保存しているか。	保存期間は1年間		
		②車両ごとに点検整備記録簿が1年分保存されているか。点検記録簿の写しを営業所に保存されているか。	1年分とは、12カ月点検記録と3カ月点検の記録3回分合わせて4回分のことを言う。		
③分解整備を伴う点検は（12ヶ月点検）認証工場で実施しているか。		新車購入時の12ヶ月点検も分解整備が必要となるので注意する。			
	(1) 就業規則	就業規則規則を制定し、届出しているか、また変更があった場合に届出しているか。	10名以上の事業所は所轄の労働基準監督署に届出の義務がある。また、最新の法令改正を反映させる。		

	項目	調査内容	注意事項	自己判定	
				適	否
労基法等	(2) 3 6 協定	3 6 協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届出しているか。	事業所ごとに1年に1度届出が必要		
	(3)労働時間、休日労働等	労働時間、休日労働について違法性はないか。	3 6 協定違反（協定以上の労働）や連続出勤1 4 日以上等がないように管理する。		
労基法等	(4)健康診断	①運転者全員に定期健康診断を1年に1回受診させているかその記録を保存しているか。	保存期間は5年。派遣、パートなどの運転者であっても乗務員の健康状態を把握する義務があるので、記録を保存する。また、運転者台帳には所要の事項を転記する。		
		②深夜労働従事者に、6ヶ月以内ごとに1回健康診断を受診させている。	6ヶ月を平均して、1ヶ月に4回以上22：00～5：00の間に労働するものが、深夜労働従事者に該当する。		
		③雇い入れ時（採用時）に健康診断を受診させているか。	新規採用時に、受診させる義務があるので注意する。雇い入れの前3ヵ月以内に健康診断を実施し、その結果を証明する書類の提出があれば省略可能。		
法定福利費	(1)労災保険・雇用保険 【G認定要件】	労災保険・雇用保険に全員加入しているか。	各保険の適用・適用除外については研修資料参照（P 2 0）		
	(2)健康保険・厚生年金保険 【G認定要件】	健康保険・厚生年金に全員加入しているか。	保険・年金の適用・適用除外については研修資料参照（P 2 1）		